

令和5年度第4回佐倉市農業委員会総会会議録

1 期日 令和5年7月7日(金)午後 2時30分開会

2 場所 佐倉市役所1号館6階農業委員会会議室

3 出席委員(14名)

1番	林 重孝	2番	羽根井 直子
		4番	三 須 健行
5番	梅 澤 孝雄	6番	三 門 増雄
7番	江 川 昌子	8番	長 澤 正昭
9番	足 立 正道	10番	山 崎 宏
11番	兼 坂 仁	12番	牛 玖 良一
13番	眞 野 文雄	14番	石 渡 文久
15番	石 田 和久(議長)		

4 欠席委員(1名)

5 議事日程

第1 会期の決定

第2 会議録署名人の選任

第3 議案審議

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 令和5年度第4次農地利用集積計画の決定について

議案第4号 佐倉市農地利用最適化推進員の選出について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 岩井 一徳

主査補 飯田 啓市

◎開 会

午後 2 時 3 0 分開議

◎諸般の報告

○事務局長

それでは、定刻より少し早いのですが、皆様お集まりですので、ただ今より、令和 5 年度第 4 回農業委員会総会を開催いたします。

本日は、お忙しい中ご出席いただきまして、ありがとうございます。

屋内外でのマスクの着用につきましては、個々の判断によるものとなっております。

続きまして、諸般の報告をさせていただきます。

次回の総会は、7 月 2 0 日（木）、農業委員会員の任命式及び臨時総会を開催いたします。

会場は佐倉市役所 1 号館議会棟 2 階 第 4 委員会室におきまして、午前 1 0 時から開催する予定としております。

令和 2 年 7 月 2 0 日より令和 5 年 7 月 1 9 日までの 3 年間、農業委員の皆様におかれましては、大変お疲れ様でございました。また、農業行政にご尽力賜り、お礼を申し上げます。

再選任をされます委員におかれましては、今後につきましてもよろしく願いいたします。

私からは、以上でございます。

◎開会の宣言

○議長

それでは、会議を始めます。

ただいまの出席委員は 1 4 名で、佐倉市農業委員会 会議規則第 7 条の規定により、過半数以上に達しております。

よって、令和 5 年度第 4 回総会は成立いたしましたので、直ちに会議を開きます。

◎会期の決定

○議長

日程第 1 会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本総会の会期は本日 1 日とすることに、ご異議ございませんか。

————（異議なしの声あり）————

○議長

異議はないものと認めます。

よって、会期は本日 1 日と決定しました。

◎会議録署名人の選任

○議長

日程第 2 会議事録署名人書面の選任について議題といたします。

お諮りいただきます。会議録署名議員の選任につきましては、議長から指名させていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

————（異議なしの声あり）————

○議長

異議はないものと認めます。それでは、議長から指名いたします。

議席番号 1 3 番 眞野文雄委員、議席番号 1 4 番 石渡文久委員を、会議録署名人に指名い

○議長

挙手全員であります。よって議案第1号 第1項は許可と決しました。
続きまして、議案第1号 第2項につきましては、兼坂委員より調査報告をお願いします。

○兼坂委員

議席番号11番 兼坂です。
議案第1号 第2号の調査報告をいたします。

●●●に住む権利者 ●●● ●●●さんは、●●●●●地区において、水稻栽培を中心に農業経営を行っています。

農業経営の規模拡大と効率化を図るために、隣接地に農地を所有している●●●に住んでいる義務者 ●●● ●●●さんに相談したところ、話がまとまり、●●●さんが所有する●●●の水田●●●筆 ●●●㎡、それから●●●の畑●●●筆 ●●●㎡を購入することとなりました。

●●●と●●●で地名は違うのですが、土地は隣り合わせでくっついております。
特に問題はないものと思われまますので、ご審議をお願いします。

○議長

ありがとうございました。
それでは、審議を行います。
何かご質問等がございましたら、お願いいたします。

○三門委員

議席番号6番 三門です。
現在の●●●●●さんの経営状況について、分かる範囲で教えてください。

○議長

事務局、説明をお願いします。

○事務局

事務局の飯田です。
●●●●●さんの農地台帳を確認したのですが、個人として所有している農地は、畑 ●●●筆 ●●●●●㎡となっております。
●●●●●さんは 農業法人の構成員であり、法人として農業に参加しております。
この農業法人の ●●●●●●●● ですが、法人としての経営面積はかなりの広さを耕作しており、農業従事日数も十分なものであります。
以上でございます。

○議長

三門委員、よろしいですか。
他に何かございませんか。

———— (発言者なし) ————

○議長

無いようですので、これより採決をいたします。
お諮りします。
議案第1号 第2項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いします。

———— (賛成者挙手) ————

○議長

挙手全員であります。よって議案第1号 第2項は許可と決しました。
続きまして、議案第1号 第3～5項につきましては、申請者が同一人物であることから、一括して事務局より調査報告をお願いします。

○事務局

事務局の飯田です。調査報告をさせていただきます。
議案第1号第3項から第5項は、同一の申請者であることから、一括して調査報告をいたします。

権利者である●●●●に住む ● ●●●さん、●●●●●●●●に住む ● ●●●さん兄弟は、1年前から市内で落花生や露地野菜を中心とした農業経営を行っております。

農業経営規模拡大を図るため、●●●●に住む義務者 ●● ●●●●さんに相談したところ、話がまとまらぬ●●●●の畑 ●●●●●●●●㎡を購入することとなりました。

同じく、農業経営規模拡大を図るため、●●●●●●●●に住む義務者 ●● ●●●●●●●●さん、その親族の ●● ●●●●●●●●さんの共有名義の●●●●●●●●の畑●●●● ●●●●●●●●㎡について相談したところ、購入することとなりました。

●●●●さん兄弟は、令和4年5月第2回総会において新規就農のため、同一農地を基盤強化法により利用権を設定しております。

今回、購入するにあたり中途解約届が提出されております。

特に問題はないものと思われまます。よろしくご審議の程お願いします。

ちなみに、お二人とも国籍は外国籍ですが、日本における永住権を取得しておりますので、農地法3条により農地を所有する資格を有しております。ご審議の程お願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

それでは、審議を行います。

何か、ご質問等がありましたらお願いいたします。

○梅澤委員

お二人は、どちらの国籍ですか。

○議長

事務局、飯田さん。

○事務局

弟の●●●●●●●●さんは●●●●●●●●の国籍で、兄の●●●●●●●●さんは●●●●●●●●の国籍となっております。

お二人とも、日本の永住権を持っております。以上でございます。

○議長

梅澤委員、よろしいですか。

他に何かございますか。

○眞野委員

こちらの方は、他にどういう仕事をしておられるのか。

農業だけでは、生活することは難しいと思うのですが。

○議長

事務局、飯田さん。

○事務局

農地法の許可のため、農業経営の実態、また、今後の計画等については聴き取りいたしました。

たが、その他の職業につきまして、事務局として把握はしておりません。
申し訳ございません。

○三門委員

今現在、農業をやっているという実態はあるのですね。

○事務局

今現在も、農業を営んでおります。

一昨年前の就農の相談から、基盤強化法による農地の賃借の手続、その後の実際の営農につきまして、農政課の●●さんが親身になってアドバイスをを行い、常時見守ってきたという経緯がございます。

なお、その都度こちらへも情報提供を頂いております。

○議長

よろしいですか。

他に何かございませんか。

————（発言者なし）————

○議長

無いようですので、これより採決をいたします。

お諮りします。

議案第1号 第3～5項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いします。

————（賛成者挙手）————

○議長

挙手全員であります。よって議案第1号 第3～5項は許可と決しました。

続きまして、議案第1号 第6項につきましては、三須委員より調査報告をお願いします。

○三須委員

議席番号4番 三須です。議案第1号 第6号の調査報告をいたします。

●●に住む権利者 ●● ●●さんは、農業経営規模拡大を図るため、同じ地域に住む義務者 ●● ●●さんに相談したところ、話がまとまり、水田●筆 ●●●㎡を購入することになりました。

特に問題はないものと思われまます。よろしくご審議の程をお願いします。

○議長

ありがとうございました。

それでは、審議を行います。

何か、ご質問等がありましたら、お願いいたします。

————（発言者なし）————

○議長

無いようですので、これより採決をいたします。

お諮りします。

議案第1号 第6項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いします。

————（賛成者挙手）————

○議長

挙手全員であります。よって議案第1号 第6項は許可と決しました。
続きまして、議案第1号 第7項につきましては、私、石田から調査報告をいたします。

議席番号15番 石田です。

権利者の ●●●● ●●●●●は、農業経営規模拡大と安定を図るため、隣接する畑を所有している●●●●に住む義務者の ●● ●●さんに相談したところ、話がまとまり上別所の畑 ●筆 ●●●●㎡を購入することとなりました。

●●●●●は、●●●●の畑で、営農型太陽光発電施設用地 約29,000㎡においてサカキなどを栽培しております。購入地では、露地野菜などを栽培する計画となっております。

特に問題はないものと思われまます。よろしくご審議の程お願いします。

それでは、審議を行います。

何か、ご質問等がありましたら、お願いいたします。

○三門委員

6番 三門です。

営農型太陽光の場合は、売電で相当な収入がある訳ですが、農業収入についてはどういう感じなのですか。

○議長

事務局、お願いします。

○事務局

●●●● ●●●●●につきましては、設立当初は太陽光パネルの下側へハウスを設置し、キクラゲ等の栽培をしておりました。

最新の年間報告では、キノコ類は栽培コストが掛かりすぎる過ぎることから、主要作物をキノコ類から徐々にサカキへ変換していく計画という話を聞いております。

なお、この法人は、太陽光発電で収入を得ている会社とは別法人であり、その売上のほとんどが農業収入であるため、農業法人としての資質に問題はございません。

○議長

よろしいですか。

他に何かございませんか。

———（発言者なし）———

○議長

無いようですので、これより採決をいたします。

お諮りします。

議案第1号 第7項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いします。

———（賛成者挙手）———

○議長

挙手全員であります。よって議案第1号 第7項は許可と決しました。

続きまして、議案第1号 第8項ですが、私、石田から調査報告をいたします。

議席番号15番 石田です。

●●●●●に住む義務者の ●● ●●さんは、非農家であるため佐倉市●●●地先の水田を耕作することが出来ないことから、親族で●●●に住む ●● ●●さんに相談したところ、話がまとまり、●●●の水田●筆 ●●●●●㎡を●●さんが所有し、耕作することとなりました。

特に問題はないものと思われまます。よろしくご審議の程お願いします。

何か、ご質問等がありましたら、お願いいたします。

○**三門委員**

所有者が耕作していないということですが、この田は実際もう作られていないのですか。きれいな田として残っているのですか。

○**議長**

事務局、お願いします。

○**事務局**

現在、地元●●地区の方が耕作されておりますので、きれいな田として残っております。以上でございます。

○**議長**

よろしいですか。

他に何か、ございますか。

————（発言者なし）————

○**議長**

無いようですので、これより採決をいたします。

お諮りします。

議案第1号 第8項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いします。

————（賛成者挙手）————

○**議長**

挙手全員であります。よって議案第1号 第8項は許可と決しました。

続きまして、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。

それでは、事務局の説明をお願いします。

◎**議案第2号の説明**

○**事務局長**

総会議案の4ページをご覧ください。議案第2号につきまして説明いたします。

農地法第5条の規定による許可申請6件について、千葉県知事への意見について審議を求めらるものでございます。

議案第2号第1項・第2項につきましては、申請者が同一であることから、一括して説明いたします。

申請者、佐倉市●●の●●●●●●●●は、●●地先でブルーベリーの摘み取りなど観光農園を運営しております。

佐倉市●●に住む ●● ●●さんと、●● ●●さんが所有する ●●の畑●筆 ●●●●㎡を従業員用の駐車場として申請するものです。

申請地は、●●自動車教習所から●●●方面に向かった県道●●●●●●沿い、●● 地区の畑地帯。市街化調整区域内の第1種農地の畑です。

敷地内は、砕石敷きにより、雨水は自然浸透。車両10台を駐車する予定です。

本件は、対象地を賃借し駐車場整備をするにあたり、農地転用手続きの必要性を認識していなかったため、許可が無い状態で施行したものです。

事後申請となりますが、事の重大性を深く反省し、始末書を添付しての申請となります。

許可要件につきましては、議案第2号第1項の許可要件調査書及び位置図のとおりであり、許可要件を満たすものと考えます。

なお、補足説明となりますが、現地は「第1種農地」であり、通常の農地転用をすることは、非常に困難な位置づけとなっております。

ただし、第1種農地における「不許可の例外」という規定があり、「農業経営に必要な施設、また、その付帯施設」というものについては、許可の対象となります。

今回のケースは、観光農園のための来客用の駐車場という内容であることから、この規定に該当するため、許可の対象となります。以上でございます。

○議長

ただいま事務局より説明がございました。

申請人を呼んでおりますので、申請人を入場させてください。

————（申請人入場）————

○議長

申請人の方は、ご苦労様でございます。

自己紹介の後、申請の概要について説明をお願いいたします。

なお、発言する際には挙手の上、議長の許可を求めてください。

○申請人

●●●● ●●●●●●●●の代理人、行政書士の●●と申します。

どうぞよろしく願いいたします。

事業内容について説明させていただきます。

申請会社は、農地所有適格法人として令和2年12月15日に設立し、現在は佐倉市●●で●●●●●● というブルーベリーの観光農園として、農業体験観光施設として経営をスタートさせております。

従業員は関係職員18名で運営しており、それぞれが車両で通ってきておりますが、施設内の駐車場が14台分しかないため、来園者の方々の駐車スペースの確保もままならず、苦慮している状況にあります。

夏に向けてさらなるお客様の来園に備えるため、駐車場の確保が緊急に必要であったことから、急いで周辺の土地を探し、今回の土地を見つけたため申請することになりました。

申請地は、4月に造成工事を行ってしまい、事後申請となってしまったことにつきましては、深くお詫び申し上げます。

今後は関係法令を遵守し、事業を行っていきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。本当に申し訳ございませんでした。

よろしく願いいたします。

○議長

ただいま、申請人より説明がございましたが、何か質問等がございましたらお願いします。

○長澤委員

議席番号8番 長澤です。

土地利用計画図を見させていただいておりますが、県道から駐車場へ入る進入路、これは2ヶ所設けているのでしょうか。

○申請人

はい。
既存の道路の形を利用させていただきます。

○長澤委員

現地の道路の形態を確認しましたが、出入口の位置はもう少し中央寄りが正解だと思われませんが。

————（事務局挙手）————

○議長

事務局、飯田さん。

○事務局

私も現場を見てきたのですが、現地の歩車道分離ブロックの切下げの位置から見ると、車両の出入口はもう少し中央の位置となることを確認しております。

○申請人

進入路の個所について訂正し、図面を提出・差替えさせていただきます。

○議長

長澤委員、よろしいですか。
その他、意見はございますか。
ないようです。図面の差し替えの方よろしくお願いします。
それでは、申請人の方は退席をお願いします。
ご苦労さまでございました。

————（申請人退席）————

○議長

申請人が退席をいたしましたので、これより採決をいたします。

————（三門委員挙手）————

○議長

採決の前に、三門委員。

○三門委員

知らずに着手したということですが、誰が発見し、連絡したのですか。

○議長

事務局、飯田さん。

○事務局

発覚した経緯ですが、地元の推進員の木内さんから報告があり、事務局で調べたところ無許可であることが分かり、地主を調べ、土地利用者にたどり着き、ストップをかけたという経緯でございます。

なお、販売所や駐車場の場所につきましては、元々が雑種地だった土地です。

○議長

他にございますか。

○梅澤委員

現在ブルーベリー園となっている場所ですが、かなり昔にガソリンスタンドとして転用許可を取り、その時に雑種地となった場所ではないですか。

○江川委員

あまりはっきりした記憶ではないのですが、●●のガソリンスタンドの予定地であった場所は、観光農園の北側で、現在太陽光発電が設置されている所なので別の場所です。

○議長

他にございますか。

ないようですので、これより採決をいたします。

議案第2号第1項・第2項につきまして、原案の通り決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

————（賛成者挙手）————

挙手全員であります。

よって議案第2号第1項・第2項は、許可と決しました。

続きまして、議案第2号 第3項について事務局の説明を求めます。

○事務局長

続きまして、議案第2号 第3項につきまして説明いたします。

申請者は、自動車、重機などを東南アジアに輸出する ●● ●●●●が事業拡大のため、佐倉市●●に住む ●● ●さんが所有する ●●の畑●筆 ●●●m²を車両置場及び資材置場として申請するものです。

申請地は、●●十字路から●●●●●●方面に続く、市道●●●●●●号線沿い、●●地区の畑地帯です。

周辺には車両置場及び資材置場などが点在する市街化調整区域内の第2種農地です。

敷地内は、碎石敷きのため、雨水は自然浸透であり、敷地境界は地上1.5mのネットフェンスで囲うものです。

計画では、車両10台を駐車、残りを資材置場とする予定です。

許可要件につきましては、議案第2号第3項の許可要件調査書及び位置図の通りであり、許可要件を満たすものと考えます。

以上でございます。

○議長

ただいま、事務局より説明がございました。

今回、申請人を呼んでおりますので、申請人を入場させてください。

————（申請人入場）————

○議長

申請人の方は、ご苦勞様でございます。

自己紹介の後、申請の概要について説明をお願いいたします。

なお、発言する際には挙手の上、議長の許可を求めてください。

○申請人

●●●●●● の●●です。

今回の申請に関しては、車両の駐車場及び資材置き場を希望しておりますので、ぜひお願いします。以上です。

○議長

ただいま、申請人より説明がございましたが、何か質問等がございましたらお願いします。

○眞野委員

議席番号12番の眞野です。

現地への進入経路は、●●から●●●へ向かう大通り側からだけですか。

また、裏の通りは細いので、そちらは封鎖すると考えてよろしいですね。

○申請人

はい。今回の申請地につきましては、大通り側からの出入りのみとなっております。

○議長

他にございませんか。

○長澤委員

議席番号8番の長澤です。

この資材置場部分には、こういった物を置くのですか。

○申請人

タイヤやその他部品を置く計画となっております。

○議長

図面にネットという記載がありますが、金網ですか。

○申請人

ネットフェンスです。

○議長

他に何かございますか。ございませんか。

ないようですので、申請人は退席をお願いいたします。

ご苦労さまでございました。

————（申請人退席）————

○議長

申請人が退席をいたしましたので、これより採決をいたします。

お諮りします。

議案第2号 3項について、原案の通り決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

————（賛成者挙手）————

○議長

挙手全員であります。

よって議案第2号 第3項は、許可相当と決しました。

続きまして、議案第2号 第4項について、事務局の説明を求めます。

○事務局長

続きまして、議案第2号 第4項につきまして説明いたします。

申請者は、●●●に住む ●● ●●さん・●● ●●●さんで、●●●に住む父親の ●● ●●さんが所有する●●●●の畑、●筆 ●●●m²を使用貸借により、専用住宅用地として申請するものです。

申請地は、県道●●●●●●線の●●●●●●地先の老人介護保険施設周辺に位置し、市街化調整区域内の第2種農地です。

許可要件につきましては、議案第2号第4項の許可要件調査書及び位置図の通りであり、許可要件を満たすものと考えます。

以上でございます。

○議長

ただいま事務局より説明がございました。

今回、申請人を呼んでおりますので、申請人を入場させてください。

————（申請人入場）————

○議長

申請人の方は、ご苦労様でございます。

自己紹介の後、申請の概要について説明をお願いいたします。

なお、発言する際には挙手の上、議長の許可を求めてください。

○申請人

●●様より依頼を受けました、代理人の●●●●●●●●●●●●●●の●●と申します。

計画の概要ですが、申請人は現在アパート住まいをされており、ご実家の近くの実家で耕作している農地（畑）の一部を転用し、自己用の専用住宅ですが、木造二階建てを建築する計画であります。以上です。

○議長

ただいま、申請人より説明がございましたが、何か質問等がございましたらお願いします。

○長澤委員

申請人にお伺いいたします。

都市計画法上は、農家分家という申請によるものですか。

○申請人

農家分家ではありません。

市街化調整区域内の規制緩和における、40戸連単の要件に該当するものとなります。

○議長

長澤委員よろしいですか。他にございますか。

ないようですので、申請人は退席をお願いします。

ご苦労さまでした。

————（申請人退席）————

○議長

申請人が退席をいたしましたので、これより採決をいたします。

お諮りします。

議案第2号第4項について、原案の通り決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

————（賛成者挙手）————

○議長

○議長

よろしいですか。他にございますか。
ないようですので、申請人は退席をお願いします。
ありがとうございました。

————（申請人退席）————

○議長

申請人が退席をいたしましたので、これより採決をいたします。
お諮りします。
議案第2号第5項・第6項について、原案の通り決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

————（賛成者挙手）————

○議長

挙手全員であります。
よって議案第2号第5項 第6項は、許可相当と決しました。

続きまして、議案第3号につきまして、事務局の説明を求めます。

◎議案第3号の説明

○事務局長

議案第3号につきまして、ご説明申し上げます。
議案書5ページをお開きください。

令和5年度第4次農用地利用集積計画の決定については、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画を決定するにあたり、佐倉市長より農用地利用集積計画(案)の提出があったので、審議を求めるものです。

利用権の種類といたしましては、賃貸借権の設定は、7件、29筆で1万6千43.21㎡でございます。

いずれも、利用権を設定する土地、設定内容の詳細など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

詳細については、総会議案の6ページから8ページを参照願います。
以上でございます。

○議長

ありがとうございました。
申請番号1号につきましては、新規就農者でございますが、令和5年6月の総会において、レンコン栽培による営農計画の説明をいただいておりますので、割愛させていただきます。

それでは、審議を行います。
議案第3号について、何かご質問ご意見等がございましたらお願いいたします。
ございませんか。

————（発言者なし）————

○議長

ないようですので、これより採決をいたします。
お諮りいたします。

議案第3号について承認とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

————（賛成者挙手）————

○議長

挙手全員であります。よって議案第3号は原案のとおり承認と決しました。
続きまして議案第4号 佐倉市農地利用最適化推進員の選出についてを議題とします。
事務局の説明を求めます。

○事務局長

議案第4号について説明いたします。
佐倉市農地利用最適化推進委員の選出についてでございます。
本案件につきましては、令和5年7月19日の任期満了に伴い、佐倉市農地利用最適化推進委員を選出するものです。
任期は3年で農業委員と同様でございます。推進委員の定数は、15名。
選出にあたり、市内7地区に分け、各地区2名ずつを基本としまして、15の農業者団体から推薦がございました。
お手元の資料をご覧ください。

井野にお住まいの秋山照明さんは、井野農家組合からの推薦。
馬渡にお住まいの池田達男さんは、佐倉市稲作組合からの推薦。
岩富にお住まいの石渡光男さんは、岩富地区農家組合からの推薦。
上別所にお住まいの今関好明さんは、上別所第1農家組合からの推薦。
角来にお住まいの兼坂 誠さんは、角来農家組合からの推薦。
飯田にお住まいの木内正夫さんは、飯田農家組合からの推薦。
上勝田にお住まいの小出博道さんは、上勝田第4農家組合からの推薦。
上座にお住まいの鈴木健一郎さんは、印旛沼土地改良区西部支部からの推薦。
飯塚にお住まいの鈴木岳志さんは、飯塚農家組合からの推薦。
江原新田にお住まいの立田和男さんは、江原新田農家組合からの推薦。
吉見にお住まいの立石晃一さんは、飯郷農家組合からの推薦。
太田にお住まいの田中純一さんは、太田地区農家組合からの推薦。
直弥にお住まいの中村正則さんは、直弥地区からの推薦。
大佐倉にお住まいの藤崎儀之さんは、大佐倉第2組合からの推薦。
生谷にお住まいの眞野好胤さんは、生谷実行組合からの推薦。

いずれの方々も、地域の農業事情に精通しておられ、地域のリーダーとして活躍されておられるということで、農家組合等から推薦がございました。

選出では、15名のうち2名が交代いたします。
以上でございます。

○議長

ただいま事務局より説明がありましたが、何かご質問等がありましたら願います。
ございませんか。

————（発言者なし）————

○議長

ないようですので、佐倉市農地利用適格化推進員について、資料の通り15名に決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———— (賛成者挙手) ————

○議長

挙手全員であります。

よって、15名を佐倉市農地利用最適化推進員に委嘱することに決定いたしました。
以上をもちまして、本日もご提案をいたしました議案につきまして審議を終了いたします。
慎重なるご審議をいただき、誠にありがとうございました。

事務局より報告事項をお願いします。

◎報告事項

○事務局長

報告事項については、総会議案9ページから14ページをご覧ください。

農地法第3条の3第1項の規定による相続に関する届出が1件。

農地方第4条第1項第7号の規定による届け出が2件

農地方第5条第1項第6号の規定による届け出が5件。

地目変更登記に係る法務局からの意見照会が12件。

利用権の中途解約に係る通知が3件となっております。

以上、報告いたします。

○議長

以上をもちまして、令和5年度第4回農業委員会総会を閉会といたします。

お疲れ様でした。